

# 第16回八幡市農業委員会議事録

令和3年11月5日（金） 午後2時00分

八幡市文化センター 3階 会議室3

八幡市農業委員長 長村 信幸

前書は令和3年11月5日開催の第16回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員（長村 信幸） \_\_\_\_\_

署名委員（西川 茂男） \_\_\_\_\_

署名委員（上野 信昭） \_\_\_\_\_

## 案 件

議案第44号 農地法第3条許可申請審議の件  
議案第45号 農地法第4条許可申請審議の件  
議案第46号 非農地証明願承認の件  
議案第47号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認の件（出口）  
議案第48号 農用地利用権設定について

報 告 農地法第4条届出書について  
農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について  
合意解約通知書について

### 出席農業委員

奥村 芳治	西川 茂男	上野 信昭	西村 伸一
古里 治彦	猪飼 美和子	森田 正彦	西川 吉之
佐野 文昭	関東 豊則	長村 信幸	前田 孝文
辻 典彦			

### 欠 席

吉川 俊孝

### 出席農地利用最適化推進委員

符川 亮	吉川 栄樹	西村 忠雄	高井 賢治
關西 保博	小里 隆信	金谷 泰宏	堀口 雅智

### 欠 席

なし

### 事 務 局

小西 道宏	小坂 富美子	梶浦 靖人
-------	--------	-------

議 長  
(長村会長)

ただ今より、第16回八幡市農業委員会総会を開催いたします。  
本日の、農業委員の出席は、13名出席ですので、本総会は、成立  
しております。

本日の会期は午後2時から午後5時までとします。

議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、本日の  
署名委員さんについては、議席番号2番 西川 茂男 委員と議席番号3番  
上野 信昭 委員にお願いします。

議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第44号 農地法第3条許可申請審議の件」を 議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗 読) 申請物件の所在 八幡番賀、地目は田、面積442㎡ 外1筆 (合計 825㎡) 譲渡人 ○○ ○○氏 譲受人 ○○ ○○氏  申請物件の所在 八幡番賀、地目は田、面積320㎡ 外2筆 (合計 1,406㎡) 譲渡人 ○○ ○○氏 譲受人 ○○ ○○氏  譲受人である ○○ ○○氏につきましては、農業経験や労働力、農 機具の所有状況等から問題ないものと考えます。 また、今回の案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思 われますので、許可要件は満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、11月4日に部会を開催し、審議した結 果、部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(委員一同 異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第44号 農地法第3条許可 申請審議の件」につきましては、許可することといたします。
議 長	次に「議案第45号 農地法第4条許可申請審議の件」を議題といた します。 事務局に朗読説明を求めます。

事務局	<p>(事務局 朗 読)  申請物件の所在 八幡八萩、地目は畑、面積 295㎡  申請人 ○○ ○○氏 外1名 転用目的 貸資材置場</p> <p>(法説明)  本件につきましては、市街化調整区域にある農地で、農地法第4条第6項第1号ロ(2)に規定する地域であり、許可基準に定めるその他市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、許可相当と考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>
農地転用 部会長	<p>ただ今の案件につきまして、11月2日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議 長	<p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。  他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(委員一同 異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第45号 農地法第4条許可申請審議の件」につきましては、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします。</p>
議 長	<p>次に「議案第46号 非農地証明願承認の件」を議題といたします。  事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局 朗 読)  願出物件の所在 男山美桜、地目は畑、面積247㎡  願出人 ○○ ○○氏</p> <p>願出物件の所在 川口萩原、地目は田、面積626㎡  願出人 ○○ ○○氏</p> <p>(法説明)  本件につきましては、男山美桜の案件は、昭和55年度以前より宅地として、川口萩原の案件については、平成6年度より雑種地として使用されていたためであります。  非農地証明願承認については、問題がないものと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>
農地転用 部会長	<p>ただ今の案件につきまして、11月2日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>

議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(委員一同 異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第46号 非農地証明願承認の件」について、承認することといたします。
議 長	次に「議案第47号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認の件(出口)」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗 読) 特例を受けている農地の所在 内里安居芝、地目は田、 面積1,081㎡ 外1筆(合計 3,384㎡)、 特例を受けている相続人 ○○ ○○氏  特例を受けている農地の所在 八幡柳畑、地目は田、 面積927.27㎡ 特例を受けている相続人 ○○ ○○氏  特例を受けている農地の所在 内里池ノ上、地目は田、 面積2,251㎡ 特例を受けている相続人 ○○ ○○氏  (法説明) 本件は、納税猶予の期間が20年を迎え、相続税免除確定の最後の利用状況確認でございます。当該地はそれぞれ農地として良好に管理されており問題はありません。
議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、11月4日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(委員一同 異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第47号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認の件(出口)」については、承認することといたします。

<p>議 長</p>	<p>次に「議案第48号 農用地利用権設定について」を議題といたします。 冒頭の借り手が「〇〇〇〇」になっている2案件につきましてを議題とします。 本件につきましては、〇〇〇〇委員に関係がありますので、〇〇委員の退室をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退室)</p> <p>それでは事務局に朗読説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(事務局 朗 読)</p> <p>令和3年10月15日付けで八幡市長より農用地利用集積計画について諮問がありました。同計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に規定する条件を満たしているものと考えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>
<p>農業振興 部会長</p>	<p>ただ今の案件につきまして、11月4日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>農業振興部会長の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(委員一同 異議ナシ)</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第48号 農用地利用権設定について」の借り手が「〇〇〇〇」になっている案件につきましての集積計画は、妥当である旨、回答いたします。 それでは、〇〇委員の入室をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、「議案第48号 農用地利用権設定について」の残りの案件を議題とします。 それでは事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(事務局 説 明)</p> <p>本件につきましても、先程と同様、八幡市長より議案書のとおり諮問がありました。 農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に規定する条件を満たしているものと考えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>

<p>農業振興 部会長</p>	<p>先程と同様、農業振興部会といたしましては、異議はありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>農業振興部会長の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(委員一同 異議ナシ)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議がないようですので、「議案第48号 農用地利用権設定について」の残りの案件の利用権設定については、すべて妥当である旨、回答いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。 なお、報告事項がございますので、事務局から報告願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>(事務局 報 告) (農地法第4条届出書について) 届出物件の所在 八幡福祿谷、地目は田、面積89㎡ 外1筆 届出人 ○○ ○○氏、 転用目的 建物敷地 本件は、建物敷地の転用目的で令和3年9月28日に届出があり、 10月11日付けで受理通知を行いました。</p> <p>(農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について) 届出物件の所在 八幡春日部、地目は田、面積360㎡ 外1筆 (合計 1,665㎡) 賃貸人 ○○ ○○氏、 賃借人 ○○ ○○氏 本件は、令和3年9月30日付けで、合意解約されております。</p>
<p>事務局</p>	<p>(合意解約通知書について) 届出物件の所在 川口別所、地目は畑、面積497㎡ 外1筆 (合計 897㎡) 使用貸人 ○○ ○○氏外1名、 使用借人 ○○ ○○氏</p> <p>届出物件の所在 戸津正ノ竹、地目は畑、面積901.5㎡ 使用貸人 ○○ ○○氏、 使用借人 (株)○○○○ 川口の案件は、令和3年9月22日付け、戸津正ノ竹の案件は、令和 3年9月27日付けでそれぞれ合意解約されております。</p>
<p>議 長</p>	<p>最後に何かございませんか。 無いようでございますので、これをもちまして、第16回八幡市農業 委員会総会を終了いたします。</p>